

## 成人（高齢者）用肺炎球菌予防 ワクチン接種費用助成について

浦臼町では、成人（高齢者）用肺炎球菌予防ワクチン接種費用の一部の助成を行っています。肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で唾液などを通じて感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こす事があり、死亡原因の第3位となっています。予防接種を受ける事で、重症化と死亡のリスクを軽減させる効果が期待されています。この機会に主治医に相談の上、接種について検討しましょう。

### 〈対象者〉

これまでに一度も成人（高齢者）用肺炎球菌予防ワクチンを接種したことがない方で、以下の生年月日に該当する方です。該当する方は、接種費用の助成を1回受けることが出来ます。下記の生年月日に該当する方には、平成30年3月末に案内文書と予診票を郵送していますが、任意（全額自己負担）で接種した事が過去に1度でもある方は助成の対象となりません。また、任意の接種歴については町では把握できていませんので、ご了承ください。

### 平成30年度 成人（高齢者）用肺炎球菌ワクチン 接種費用助成該当者

65歳	：	昭和28年4月2日	～	昭和29年4月1日	生まれの方
70歳	：	昭和23年4月2日	～	昭和24年4月1日	生まれの方
75歳	：	昭和18年4月2日	～	昭和19年4月1日	生まれの方
80歳	：	昭和13年4月2日	～	昭和14年4月1日	生まれの方
85歳	：	昭和8年4月2日	～	昭和9年4月1日	生まれの方
90歳	：	昭和3年4月2日	～	昭和4年4月1日	生まれの方
95歳	：	大正12年4月2日	～	大正13年4月1日	生まれの方
100歳	：	大正7年4月2日	～	大正8年4月1日	生まれの方

〈助成金額〉 5,000円

### 〈接種の流れ〉

1. かかりつけの医療機関にて接種の実施について相談し、接種する場合は予約をします
2. 予診票を記載し、医療機関にて成人（高齢者）用肺炎球菌予防ワクチンを接種します
3. 医療機関の窓口にて、接種費用から助成金額（5,000円）が引かれた差額を支払います
4. 医療機関で渡される予防接種済証を自宅で保管します（他の接種を検討する際に重要となります）

### 〈成人（高齢者）用肺炎球菌予防ワクチン接種が可能な医療機関〉

下記にかかりつけの医療機関がない場合は、接種について医師にご相談ください。

【浦臼町】 浦臼町立診療所

【奈井江町】 奈井江町立国民健康保険病院 方波見医院、岸本内科消化器科クリニック

【滝川市】 滝川市立病院、久保会医院、神部クリニック、石田クリニック  
おい内科循環器クリニック

【砂川市】 砂川市立病院（内科・循環器内科）、明円医院、村山内科医院、細谷医院

【新十津川町】 空知中央病院、花月クリニック

【雨竜町】 新雨竜第一病院

【月形町】 月形町立病院

【美唄市】 なかむら内科・消化器内科クリニック （平成30年6月1日現在）

### 〈注意及びその他〉

- ・平成30年4月2日から平成31年3月31日までが助成の対象期間となり、期間が過ぎると助成が受けられないため、ご注意ください。
- ・詳細につきましては、郵送されてきた案内文書をご覧頂くか下記までお問い合わせください。

【 問い合わせ先：浦臼町保健センター 電話0125-69-2100 】



## 浦臼町特定不妊治療費・不育症治療費助成事業

浦臼町では、特定不妊治療・不育症治療を受けている方の経済的・精神的負担の軽減と、安心して子どもを産み育てることができる環境作りを目的として、特定不妊治療費・不育症治療費の助成を行っています。

### ★ 特定不妊治療費助成事業 ★

○対象となる治療内容 … 体外受精及び顕微授精

○対象者

特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師の判断に基づき治療を受けている方のうち、次の1～4までの全ての要件に該当する方

1. 夫婦のいずれかが浦臼町に住民登録を有し、かつ1年以上経過している方
2. 法律上の婚姻をしていること
3. 北海道知事及び準ずる機関が指定する医療機関において治療を受けた方
4. 夫及び妻にかかる町税及び使用料等の滞納のない方



○助成額・助成回数

1組の夫婦に対して、1回の治療につき最大30万円、通算6回まで助成します。男性の不妊治療も助成の対象となり、年齢制限・所得制限はありません。ただし、1回にかかった治療費から北海道特定不妊治療費助成事業で受けた助成額を除いた額が30万円に満たない場合はその額を上限として助成します。

### ★ 不育症治療費助成事業 ★

○対象者

2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡（生後1週未満の子の死亡）の既往がある方のうち次の1～4までの全ての要件に該当する方

1. 夫婦のいずれかが、浦臼町に住民登録を有し、かつ1年以上経過している方
2. 法律上の婚姻をしていること
3. 産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関（複数の診療科をもつ総合病院等においては、院内の産科又は婦人科）において検査又は治療を受けた方
4. 夫及び妻にかかる町税及び使用料等に滞納のない方



○対象となる検査・治療

- 1 不育症の因子を特定するための検査  
子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査
- 2 検査結果に基づく治療  
手術療法、着床前診断、抗甲状腺薬・甲状腺ホルモン剤・インスリンを用いた治療、低用量アスピリン療法、ヘパリン療法、カウンセリング

○助成内容

不育症治療に要した費用に対して、1回の検査・治療につき10万円まで助成します。ただし、北海道不育症治療費助成事業により助成を受けた方は、北海道不育症治療費助成事業による助成額を除いた額が10万円に満たない場合は、その額を上限として助成します。（検査・治療については、平成30年4月1日以降に実施したものとし、過去に1度も不育症の因子を特定するための検査を受けていない場合は助成の対象外となります。）

【注意】

特定不妊治療・不育症治療に関して他の市町村から同様の給付を受けている、または受ける見込みがある方は助成の対象となりません。また、治療終了後から町で定められている期間を過ぎますと、申請が出来なくなるためご注意ください。詳細については、浦臼町のホームページをご覧ください、下記までお早めにお問い合わせください。

【お問い合わせ】

浦臼町保健センター内子育て世代包括支援センター（子育て支援係）☎0125-69-2100